

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

◇ 監 査 公 告 目 次  
昭和三十年度大阪事務所、東京事務所の  
定期監査の結果公表

## 監 査 公 告

### 鳥取県監査公告第三百三十三号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十年度に  
係る大阪事務所及び東京事務所の定期監査を執行したの  
で、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十年十一月二十二日

鳥取県監査委員 松 本 利 治

山 本 四 郎

近 藤 伝 一

大 西 節 夫

監 査 簡 所 執 行 年 月 日

大阪事務所 昭和三十年十月二十三日  
東京事務所 同 年十月二十七日

大阪事務所 昭和三十年十月二十三日監査

監査委員 松 本 利 治  
山 本 四 郎  
大 西 節 夫  
近 藤 伝 一

### 監査概況

一 当所の経済中心地進出後機構は漸次整備充実強化さ  
れ、農産、林産、畜産、商工、観光及び職業の各部を  
設け更に、附設機関として神戸貿易事務所を吸収統合  
し、総合的な事務所として、京阪神市場と密接なる連  
け、いを保ち本県産業経済に寄与していることは結構で  
ある。しかしながら京阪神市場及び海外市場に対する  
県内受註体勢が不充分のため折角の当所の努力にもか  
かわらず、これに応じ得られない状況にあるので、従

来指摘要望しているように関係当局は業界に対する経営技術両面の積極的指導対策を樹て、計画的生産、出荷体制を確立して、当所の活動と相俟つて内外呼応して、本県産業の振興を図ることが特に緊要と認められた。

二 当所職員は所長以下一五人(神戸事務所を含む。)であつて、内休職者二人及び要注意A、Bのもの三人あるが、これは在阪勤務となつて発生したものが、大部分で事務量過重かつ、勤務条件に恵まれていないことを示すものと認められ、人事管理面に配慮すべき点があると認める。なお販路開拓受託斡旋業務の増大に伴つて漸次業界派遣員の駐在を勧奨指導すべきものと思料する。

三 本所の昭和二十九年度における果物産斡旋成立状況は商工関係一千九百八十五万二千余円、畜産五千七百四十二万余円、林産三百四十五万九千余円、農産六億八千九百五十万三千余円、計七億六千一百六十八万四千余円であり、三十年度上半期における状況を見ても特に畜産関係等は飛躍的に伸長を示し、各部門とも相当

実績の向上が認められることは結構である。しかしながらこれが反面斡旋不成立となつたものが二千八百二十七万九千余円あり、大半は商工部門であつて、如何に県内生産者団体の規模が弱小であるかが伺われるわけであつて、これが拡充強化に対し徹底した指導育成の行政的措施を図ることが緊要である。

四 因伯牛の暴落により生産本位の畜産経営に憂慮すべき事態が到来したたであるが、当所は畜肉市場における本県畜産物の販路の開拓及び取引の改善に努力し相当地の成果を挙げており、今後の畜産経営上の問題として考慮の余地が認められるので、県当局は行政施策上流通経済面についても十分留意されたい。なお出荷体制の確立とともに市場価格の変動に対処するため貯蔵施設を設置することが、有効と思考されるので考究されたい。

五 現今の職業難の打開のため職業斡旋部門を開設し駐在員を在勤せしめ、職業照会斡旋に努力していることは結構である。しかしながら依然として就職難は解消

されず益々困難を来しており、最近の状況では通勤可憐なるものに限定される傾向を生じ、県内子弟の消化に当つては悪条件となつているので、これが解消策としては、通勤寮設置の必要が生じている。

六 経理出納その他事務処理は適正と認められた。

東京事務所 昭和三十年十月二十七日監査

|      |   |   |   |   |
|------|---|---|---|---|
| 監査委員 | 松 | 本 | 利 | 治 |
| "    | 山 | 本 | 四 | 郎 |
| "    | 大 | 西 | 節 | 夫 |
| "    | 近 | 藤 | 伝 | 一 |

監査概況

今回の監査に当つては、最近県財政窮乏の現況にかんがみ、従来の指摘事項が如何に是正改善され、しかも県政推進上 中央における第一線機関として如何に有効適切に業務を遂行しているかという点に重点を置き執行した。最近事務機構の改善、或いは庁舎の拡張及び最適地進出等によつてその存在が内外ともに認識され、業務活

動が漸次活潑化しつつあることは真に結構である。しかしながら個々の内容について見ると未だ本庁各課の本所の利用度の問題、職員の整備の問題等、種々県の配慮すべき事項が少くない。本県行財政の大局的見地からこれ等の問題は早急是正改善の措置を講じ果敢執行のための有効機関たらしめるよう強く県当局に要望する次第である。

一 機構の整備、特に職員も逐次充実強化せられ、現在所長以下十三名であるが、この中、政府諸機関との連絡事務に携る中該職員は僅か五名で、この五名の事務職員が本庁各部をそれぞれ担当し、努力しているのが業務遂行に容易でない面がある。特に最近政府諸機関からの照会、連絡事項がすべて本所を通じて行われるため、本庁各課との連絡調整事項も激増し、更に中央機関との折衝事項も短期事務的解決から漸次長期政治的折衝の段階へ移行している現状にかんがみ、本庁各部署管業務に精通した役付職員を派遣し、精鋭主義をもつて業務の円滑なる遂行に当らしめることが緊要であ

